

43 宇宙委第1号  
昭和43年8月13日

殿

宇宙開発委員会委員長

鍋島直紹

第1回宇宙開発委員会の開催について

標記委員会を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日 時 昭和43年8月16日(金)  
午後2時～4時
2. 場 所 科学技術庁第2会議室
3. 議 題 (1) 委員長挨拶  
(2) 委員会設置経緯説明  
(3) 委員会設置法等説明  
(4) 委員長代理指名  
(5) 参与の人選構想および幹事の人選方針について  
(6) その他

## 第1回宇宙開発委員会議事次第

1. 委員長挨拶
2. 委員会設置経緯説明
3. 委員会設置法等説明
4. 委員長代理指名
5. 参与の人選構想および幹事の人選方針審議
6. その他

### 資料

- 委1-1 委員会設置法、委員会令、附帯決議
- "1-2 宇宙開発審議会第4号答申
- "1-3 参与の人選構想(案)
- "1-4 幹事の人選方針(案)

宇宙開発委員長談話

昭和四十三年八月十六日

宇宙時代の急速な進展に対処し、わが国においても官、学、民が一致協力して本格的な宇宙開発に乗り出そうとしている今日、その中心となるべき宇宙開発委員会が発足したことは、まことに意義深いものがある。

一九五七年、人類最初の人工衛星が打ち上げられたとき、われわれは新しい宇宙時代の到来に深い感銘を覚えたところであるが、一九六九年には人類は月に到着しようとしており、大きな宇宙は今や人類の新しい活動領域としてわれわれの前に開けつつある。

現在、米ソはもとより、フランスをはじめとする西欧先進国においては、いづれも宇宙開発を国の事業として本格的に進めており、着々とその成果を収めつつある。

わが国としても、米国、ソ連およびフランスに次いで自力開発による人工衛星の打上げを早急に行ない、わが国の国際的地位の確保と経済の発展、国民福祉の向上を図る必要がある。

宇宙開発委員会における第一の課題は、宇宙開発審議会の第四号答申を踏まえ、最近における内外の諸情勢を勘案し、わが国にとつてもつともふさわしい開発目標とこれを達成するための基本的な計画を定めることである。また、日米宇宙協力を中心とする国際協力の基本方針、昭和四十四年度予算見積り等、当面、委員会において緊急に審議すべき課題が山積している。

われわれは、これらの諸問題に關し早急に検討を進め、必要な諸施策の方針を明確にし、これが的確に実施されるようあらゆる努力を払つていきたいと考える。

宇宙開発は、官、学、民の緊密な協力によつてはじめて遂行しうる国家的な大事業であるので、このためには、一般国民の深い理解と強力な支持が必要であり、また各界の研究者および技術者が進んで協力できるような環境をつくりあげていくことが必要である。

われわれは、課せられた使命の重大さを痛感し、今後、わが国の宇宙開発のために強い決意をもつてその任務を遂行していく所存である。

宇宙開發委員會設置法

# 宇宙開発に関する長期計画 および体制の大綱について

諮問第4号に対する答申

昭和42年12月20日

宇宙開発審議会

4 2 宇宙審第 3 1 号

昭和 4 2 年 1 2 月 2 0 日

内閣総理大臣

佐 藤 榮 作 殿

宇宙開発審議会会長

山 県 昌 夫

諮問第 4 号「宇宙開発に関する長期計画および体制の  
大綱について」に対する答申について

本審議会は、昭和 4 2 年 9 月 2 8 日付け諮問第 4 号  
「宇宙開発に関する長期計画および体制の大綱について」  
について、慎重審議した結果、次のとおり答申する。

## 1 ま え が き

宇宙開発は、人工衛星等の新しい手段によつて、(1)宇宙空間の真相を究明し、自然科学の研究に新たな発展の可能性を与えるとともに、(2)すでに具体的な成果をあげつつある宇宙通信の分野をはじめとして、各種の実用分野においてはかりしれない革新的な利益をもたらすものであり、さらに、その推進は、産業全般にわたり新技術を生み出す原動力となつている。

世界最初の人工衛星が打ち上げられ、宇宙開発の新しい局面が開かれて10年を経た今日、アメリカおよびソ連における巨大な計画の遂行をはじめとして、フランス等のヨーロッパ諸国においても人工衛星計画による宇宙開発に積極的に取り組んでいる。これらの諸国は、いずれも、宇宙開発について、具体的な開発目標をかかげ、強力な開発体制を整備するとともに多額の国家資金を投入し、国の事業として本格的にその推進を図つている。

また、各国の宇宙開発の進展に伴い、宇宙開発の各分野において、国際的な組織化の動きがとみに活発化しつつある。たとえば、宇宙通信の分野においては昭和45年の世界商業通信衛星組織 (INTELSAT) の恒久制度化をはじめとして、今後さらに一層の進展がみこまれ、気象、航行、測地等の各実用分野においても同様な動きがではじめている。宇宙科学研究の分野においては、昭和44年から45年にかけて太陽活動期国際観測年 (IASY) の国際共同研究が計画されている。

一方、わが国における宇宙開発は、大学におけるロケット観測において多くの成果をあげてきたが、人工衛星による宇宙開発の面においては欧米の諸国にくらべてたち遅れており、いまだ総合的に推進されるまでには至っていない。

以上のような宇宙開発の意義、世界のすう勢、わが国の現状にかんがみ、わが国としても、今や人工衛星

の打上げによる大規模な宇宙開発に乗り出すべき時期  
に至っており、このさい、国民全般の深い理解と協力  
のもとに、強い決意をもつて、明確な開発目標を設定  
し、国の事業として宇宙開発に積極的に取り組む必要  
がある。

## 2. 宇宙開発に関する長期計画の大綱

### (1) 宇宙開発の目標

宇宙の科学研究および利用は世界的に本格化し、今後ますます発展することが予想されるので、わが国としても、国際協力に配慮しつつ宇宙科学の進展と実利用面への拡大を図り、もつてわが国の国際的地位の確保とわが国の経済の発展、国民福祉の向上に寄与しうるように、国力にふさわしい活動をもつてこれに対処することが必要である。

このため、さしあたりの目標として、昭和43年度から昭和48年度に至る期間において、科学衛星、静止衛星を含む実用実験衛星およびこれらを打ち上げる能力をもつロケットの開発ならびにこれらによる宇宙の科学研究および利用の実験を行なうこととする。

### (2) 宇宙開発の目標を達成するための計画における基本的事項

(1) 人工衛星の開発および打上げ

宇宙科学研究および通信、気象、航行、測地等各実用の分野において、以下に述べる人工衛星の開発を進めるものとする。

科学衛星については、昭和43年度を目標とする第1号をはじめとして、電波、天体放射線、粒子線等の観測を目的とする科学衛星を打ち上げて宇宙の科学研究を行なうことを目標に開発する。

実用実験衛星については、前述の目標期間に、通信をはじめとして気象、航行、測地等の分野に必要な実用実験衛星を打ち上げて利用の実験を行なうことを目標に開発する。

なお、これらの実用実験衛星の打上げに先だちロケットの衛星打上げ能力の確認等を行なうため、基礎実験衛星を開発する。

これらの衛星の打上げについては、ロケットの開発状況および国際情勢を勘案しながら行なうも

のとする。

(ロ) ロケットの開発

(i) 科学衛星を打ち上げるためにMロケットを開発する。

(ii) 静止衛星を打ち上げるためにNロケットを開発する。

また、その開発途上の成果を活用して昭和46年頃を目標に中高度に実用実験衛星を打ち上げるロケットを試作する。

このため、高精度の誘導制御技術等を十分に確立する必要があるので、M4Sロケットの成果を基礎とし、かつ、Nロケットへつなぎうる中間段階のロケットを開発する。

以上の計画を進めるにあたっては、関係者が一致協力し、技術の開発状況を勘案しながら、随時、計画の検討と修正を行なうものとする。

(ハ) 打上げ場、地上試験施設等の整備

ロケット関係の施設設備としては、大型地上試験施設、大型ロケット打上げ場等必要な施設設備について整備を行なう。

人工衛星関係の施設設備としては、大型環境試験施設等の施設設備の整備をすみやかに進める必要がある。

#### (二) 追跡網の整備

追跡網については、人工衛星の打上げから所要の軌道に乗せるまでの誘導制御等に必要な追跡網の整備と、その後の軌道決定、予報等を行なう追跡網の整備とに重点をおいて早急に検討する必要がある。

これらの検討にあたっては、現在建設中の追跡網の精度の向上、距離および距離変化率測定方式の採用、先端追跡局の設置、外国の追跡局の利用、利用機関が行なう特殊な追跡を含む各追跡網間の連けいを図る追跡センターの整備等を考慮する必

要がある。

### 3 宇宙開発体制の大綱

以上の目標を実現するためにも、今後わが国における研究開発および利用を強力かつ効率的に推進する必要がある。このため、長期的見とおしに沿って計画、実施、評価等のそれぞれの機能が有機的なつながりをもつて十分発揮できるような体制をすみやかに整備することが必要である。この体制の大綱については、以下のように考える。

- (1) 国として統一ある構想のもとに、人工衛星の打上げおよび利用による宇宙開発に関し、基本的な計画を審議決定し、その実現を期するとともに、計画の進行途上における評価および調整を行ない、それが国の最高方針として十分に尊重されるような委員会を設けることが必要である。

この委員会は、その性格にかんがみ、総理府に置き、科学技術庁長官を委員長とし、権威ある関係学識経験者からなる委員をもつて構成し、かつ、その

運営に関して関係機関の意向が十分かつ公正に反映されるようにとくに配慮する必要がある。

なお、委員会の委員は、原則として常勤とする。

委員会の事務を的確に処理し、委員会の決定に沿って必要な行政事務を遺漏なく遂行するため、所要の機構を整備強化する必要がある。

- (2) 人工衛星打上げ用ロケットの開発については、広く関係分野から人材を結集し弾力的な業務運営を行なつてこれを効果的に推進する必要性が大きいことにかんがみ、国の計画に沿つて官、学、民が一致協力して開発を行なう機関（特殊法人を含む。以下「開発機関」という。）を設置する。

この開発機関は、関係機関が現在行なっている開発の業務をできるだけ早期かつ円滑に引き継げるよう、関係機関の要請に十分こたえうる高い技術的信頼性を備えた機関として育成すべきである。

- (3) 人工衛星の開発については、それぞれ観測および

利用の実態に対応し、効果的に開発していかなければならないので、観測および利用機関は、国の計画に沿い責任をもつてそれぞれ観測および利用に関する研究開発および実験を行なう。また、ロケット開発と技術的に密接なつながりが必要なこと等にかんがみ、開発機関が観測および利用機関と十分な連けいのもとに各種人工衛星に共通な技術の開発を行ないうるものとする。

- (4) 人工衛星およびその打上げ用ロケット等の打上げおよび追跡については、国の計画に沿つて一元的に行なうことが効率的であり、かつ、ロケット開発と密接なつながりをもつことも考えられるので、(1)項の委員会の議を経てこれを開発機関に行なわせる。
- (5) 開発機関の機構および運営については、上記の趣旨およびその性格にかんがみ、官、学、民の研究者および技術者が進んで参加できるようにすること等のため特段の工夫と措置とが必要である。

(6) 宇宙開発に関係ある国立試験研究機関は、国の計画に沿って行なう試験研究についてはそれぞれの所掌に従つて、これを分担して行なうものとする。

なお、この成果が開発に十分生かされるよう配慮されなければならない。

(7) 大学は、その目的である宇宙科学の研究に必要なロケット、人工衛星等に関し幅広く研究を行なうとともに、わが国宇宙開発の今後の発展に対処するため大学が新しい人材の養成に努められるよう国として措置すべきである。

宇宙開発委員会参与の人选構想(案)

43. 8. 16

参与は、次の関係分野から選任し、国立試験研究機関の所長、大学教授、産業団体の理事長、その他これらに準ずる者をもつてあて  
る。

関係行政機関 9人

宇宙技術部門

科学観測部門

電波技術部門

電子航法部門

気象技術部門

測地技術部門

関連技術部門

大学関係 3人

産業経済関係 4人

財政金融関係

産業団体

利用者関係 4人

通信部門

放送部門

言論関係 4人

国際関係 1人

委1-4

宇宙開発委員会幹事の人選方針(案)

43. 8. 16

内閣総理大臣官房審議室長

科学技術庁研究調整局長

科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官

外務省国際連合局<sup>外</sup>参事官

大蔵省主計局主計官

文部省大学学術局審議官

通商産業大臣官房審議官

通商産業省工業技術院総務部長

運輸省大臣官房参事官

気象庁総務部長

海上保安庁総務部長

郵政省電波監理局審議官

郵政省電波監理局無線通信部長

建設大臣官房技術参事官